

第 I 章 松江市における屋外広告物の現状と課題、方針

Chapter I

1. 屋外広告物の現状と課題、方針

(1) 松江市における屋外広告物の概況

松江市における屋外広告物の掲出については、松江市屋外広告物条例に基づき、自家用広告物の掲出であっても 7 m²以内とする禁止地域と許可を得れば広告物が掲出できる許可地域に区分し、基準を定めています。

禁止地域としては、島根半島沿岸の大山隠岐国立公園、宍道湖北山県立自然公園（国立公園や自然公園の区域等）などの公園区域や文化財の周辺、閑静な住宅地（第一種低層住居専用地域）、高速道路や大橋川、剣先川、朝酌川周辺などを指定しています。

このうち、文化財の周辺や閑静な住宅地においては、比較的面積の小さな自家用広告物や電柱利用の広告物などが点在して見られます。海・山の良好な自然を有する地域では、屋外広告物の数はさらに少ない状況です。このような地域では屋外広告物が景観に与える影響が大きく、数が少なくても良好な景観の阻害要因となります。

許可地域は、禁止地域以外の市域全域を指定しています。そのうち、伝統美観保存区域や宍道湖景観形成区域等の景観計画重点区域、大手前通り景観形成区域は、景観保全型広告整備区域に指定しています。伝統美観保存区域は、松江市の代表的な景観として伝統的な町並みが保存されている区域で、屋外広告物の素材や色彩、形態等に配慮され、良好な景観形成に寄与している広告物も見られます。

しかし、同様の景観保全型広告整備区域でも宍道湖景観形成区域内は、宍道湖を望む美しい沿道景観が潤いと安らぎを与え、松江の玄関口として重要な役割を果たしていますが、主要幹線道路である国道 9 号や国道 431 号周辺には、多くの広告物が設置され、中には非自家用の違反広告物も見られます。これらが無秩序に乱立すると、良好な宍道湖景観を阻害することが懸念されます。

その他の許可地域では、市街地などにおいて、ビルの屋上、壁面を利用した屋外広告物が多数設置されています。特に、事業所、ホテル、飲食店などの商業施設が集積する松江駅周辺地域や自動車販売店、量販店、飲食店などが立地する国道 9 号沿線地域において顕著となっています。近年の傾向として、屋外広告物の大きさや色彩、意匠において景観に配慮したものが増えている一



市街地中心部の様子



商業店舗が連担する沿線の様子



国道 9 号沿線の様子



住宅地の広告物の様子



伝統的様式と調和した広告物の様子

方、大きく派手な屋外広告物も設置されており、二極化していること、また、屋外用の LED ディスプレイを使った屋外広告物が増えています。

※ 本計画においては、河川及び道路の名称は一部省略し、以下のとおりの表記とします。	
《 河 川 》	
一級河川斐伊川水系〇〇川	⇒ 〇〇川
一級河川斐伊川水系宍道湖	⇒ 宍道湖
一級河川斐伊川水系中海	⇒ 中海
《 道 路 》	
中国横断自動車道尾道松江線	⇒ 尾道松江線
一般国道〇〇号	⇒ 国道〇〇号
主要地方道〇〇線	⇒ 主要地方道〇〇線
一般県道〇〇線	⇒ 県道〇〇線
松江市道〇〇線	⇒ 市道〇〇線

(2) 地域の特性・課題・方針

松江市景観計画との整合を図りながら、土地利用状況や景観特性等を踏まえ、屋外広告物が景観へ与える影響や役割の違いに合わせた地域・区域を以下のとおり区分します。また、その区分ごとに屋外広告物に関わる問題点や課題等を整理し、屋外広告物の基本的な方針を定め、安全で良好な屋外広告物を掲出するための指標とします。

[景観に対する屋外広告物の影響・役割を踏まえた地域特性の区分]

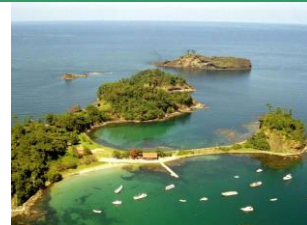


① 禁止地域

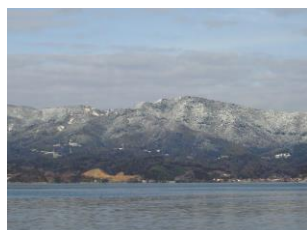
①-1 自然景観保全地域

地域景観に対しての屋外広告物の課題

松江市には湖、海、山などの良好な自然があり、これらの自然景観が屋外広告物によって阻害されてはなりません。宍道湖・中海やそれを囲む朝日山、枕木山、嵩山などの緑豊かな山々は、宍道湖北山県立自然公園に指定され、また、島根半島の海岸線の約半分は美しいリアス式海岸で、大山隠岐国立公園の指定を受けています。青く澄んだ海や湖と緑豊かな山々が織り成す自然のコントラストは、かけがえのない景観資源です。これらの地域では、屋外広告物は多くありませんが、小規模な自家用広告物が点在し、中には色彩などが周囲と不調和なもの、老朽化したものもあります。



桂島を望む（大山隠岐国立公園内）



枕木山を望む（県立自然公園内）

- 色彩が周囲と不調和な自家用広告は、色彩や素材等の要件も検討し、きめ細かな屋外広告物の基準を設けることが必要です。
- 維持・管理の不十分な老朽化した屋外広告は、安全と景観の両面から適切な対策が必要です。
- 道路の沿線や分岐点に見られる案内看板は必要最小限とし、色彩や形態の統一、共同化により、極力自然の風致に調和するよう工夫が必要です。

地域景観に対しての屋外広告物の基本的な方針

■ 美しい自然景観を阻害しない規制・誘導を図る

湖、海、山などの美しい自然景観は、松江市だけでなく、わが国のかげがえのない貴重な資源であることを再認識し、美しい自然景観を阻害しないよう規制・誘導を図り、この資源を後世に継承していきます。

■ 維持・管理の徹底と監視・指導活動を行う

適用除外の対象となる小規模な自家用広告物も、破損や老朽化により安全上、景観上支障をきたすものとならないよう、適切な維持・管理の徹底と、行政や地域住民等の協働による監視・指導活動を行います。

■ 自然の風致と調和した屋外広告物で情報伝達を行う

道路の沿線や分岐点などに設置される案内看板については、伝達機能を保ちながら、必要最小限の大きさ・個数とし、かつ、自然の風致と調和するよう誘導を図ります。

①-2 文化・文教環境等保全地域

地域景観に対する屋外広告物の課題

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）や島根県文化財保護条例（昭和 30 年島根県条例第 6 号）などにより指定された文化財は、法や条例により保護されていますが、その周辺には文化財と調和しない屋外広告物も見られます。また、学習の場である学校や憩いと潤いの場である公園・緑地などの周辺は、商業地に比べ屋外広告物の掲出は少なく、比較的良好な環境が保たれています。

- 文化財は、地域資源として重要な役割を果たしています。この周辺においても、文化的な雰囲気を保全するため、屋外広告物の規制を行う必要があります。
- 公園・緑地やその他の文教施設とその周辺は、風致を維持する必要があるため、屋外広告物の掲出を規制する必要があります。



美保神社（文化財保護法指定）



明々庵（県文化財保護条例指定）



松江総合運動公園（都市計画公園）

地域景観に対する屋外広告物の基本的な方針

■ 文化財などは、その周辺も含め一体的に景観の保全を図る

文化財などはそれ単体で文化的価値を持つものですが、その周辺も含め、文化的な雰囲気を保全することが大切です。このため、文化財や地域景観のシンボルとなる景観重要建造物・樹木の周辺については、守るべき範囲を適切に設定して屋外広告物の規制を行い、一体的に文化的景観の保全を図ります。

■ 公園や文教施設周辺の風致を守り、健全な環境を維持する

市民の憩いの場である公園・緑地やその他の文教施設とその周辺は、健全な環境を維持するため、屋外広告物により風致が乱されることのないように規制・誘導を図ります。

①-3 住環境保全地域

地域景観に対する屋外広告物の課題

計画的に開発・整備された地域や優れた住環境の保全を図るべき地域として、都市計画に定めた地域（第一種低層住居専用地域）・地区等では、建築物の用途・高さ・形態や屋外広告物の規制により、良好な住環境が保全されています。これらの地域では、屋外広告物は多くありませんが、電柱広告物の割合が高いのが特徴です。中には建築物の壁面や電柱に、貼り紙や貼り札などの違反広告物が貼られていることがあります。



郊外にある閑静な住宅地



閑静な住宅地にある電柱広告物

- 貼り紙や貼り札などの違反広告物は、広告主・広告業者や地域住民への屋外広告物に関する規制内容の周知不足が原因と考えられるため、規制内容の周知・徹底を図る必要があります。
- 地域内にある商店や施設の案内誘導看板や団地案内図板などは、市民生活上・公益上必要な広告物であるため、適切な対応策が必要です。
- 都市計画に定めた地区計画等により、計画的に整備された地域や優れた住環境の地域は、第一種低層住居専用地域と同様に、原則屋外広告物を禁止する地域として規制・誘導を図る必要があります。

地域景観に対する屋外広告物の基本的な方針

■ 広告主・広告業者や地域住民に対して規制内容の周知・徹底を図る

広告主・広告業者や地域住民に対して屋外広告物に関する規制内容の周知・徹底を図りながら意識を醸成し、良好な住環境を維持します。

■ 良好な住環境を維持し、生活利便性を確保するために規制・誘導を図る

非自家用広告物を禁止し、良好な住環境の維持を図っていますが、生活利便性を確保する上で必要な屋外広告物については、設置が出来るような基準を設け、住み良い環境を実現します。

■ 地区計画等が定められた住宅地に規制・誘導を図る

計画的に整備された地域や優れた住環境の地域は、保全すべき地域に加え、また、地区計画等が定められた住宅地についても、地域住民と連携して屋外広告物の規制・誘導を図ります。

①-4 見通し景観保全地域

地域景観に対する屋外広告物の課題

市街化区域外の尾道松江線などの沿線は、豊かな緑に囲まれ道行く人に清々しい景観を提供しています。また、市街地を流れる大橋川、剣先川、朝酌川やこれらの河川に挟まれた中州は視界の開けたのどかな田園地帯であり、背後の市街地や山並みが一体となって自然と調和した見通しの良い景観となっており、潤いと安らぎを与えてくれます。

- 尾道松江線などから見渡せる範囲については、自然景観を保全するため、屋外広告物の掲出を禁止すべきですが、視界に入らないところもあるため、過度な規制とならないように基準を設定する必要があります。
- 大橋川、剣先川、朝酌川沿川の道路から川越しに見渡せる中州などは、今後も屋外広告物の適正な規制・誘導を行う必要があります。



周辺が緑に囲まれた尾道松江線



朝酌川沿いから南方を望む



大橋川沿いから中州を望む

地域景観に対する屋外広告物の基本的な方針

■ 自動車専用道路における良好な自然景観を確保する

市街化区域外の自然景観を有する尾道松江線などの沿線においては、走行中に視界に入る範囲を適切に定め、定めた範囲内では原則、屋外広告物は禁止し、良好な自然景観の確保を図ります。

■ 大橋川、剣先川、朝酌川に挟まれた中州などの良好な見通し景観を確保する

大橋川、剣先川、朝酌川に挟まれる中州などは、屋外広告物の掲出を禁止し、良好な見通し景観の確保を図ります。

② 許可地域

②-1 景観保全型広告整備区域

地域景観に対する屋外広告物の課題

松江市景観計画では重点的に良好な景観形成を図る区域として、伝統美観保存区域（塩見縄手地区・普門院外濠地区・城山内濠地区）や宍道湖景観形成区域等を指定し、地域特性に応じたきめ細かな景観形成基準を定めています。屋外広告物の規制等については、松江市景観計画で定められた「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」（以下、「屋外広告物の制限事項」という。）に即して定めることとなっています。大手前通り景観形成区域は松江市景観計画の重点区域に指定されていませんが、都市計画法上の地区計画の区域指定がなされ、行為の制限事項に屋外広告物の記載があることから、その計画との整合を図り、景観保全型広告整備区域に指定しています。

- 伝統美観保存区域については、江戸時代の歴史的な伝統美観を保存するため、形態・意匠、色彩、素材、規模、位置などに関するきめ細かな規制・誘導を行う必要があります。
- 宍道湖景観形成区域については、区域内に国道 9 号と国道 431 号があり、その沿線に通行車両に向けて多くの野立広告物等が設置されています。宍道湖周辺の美しいに調和した屋外広告物の基準を定める必要があります。
- 北堀町景観形成区域については、松江城や堀川、橋、松並木、道路、武家屋敷の屋敷割りなど江戸時代の情緒を感じる歴史的な町並み景観が残されており、このような町並みに調和する屋外広告物の表示・掲出となるようにきめ細かな規制・誘導が求められます。
- 清光院下景観形成区域については、清光院や月照寺といった江戸時代以来の寺社、道路など歴史的な町並み景観が残されており、これらの雰囲気配慮した落ち着いたデザイン、色彩の屋外広告物とする必要があります。



塩見縄手地区（伝統美観保存区域）



普門院外濠地区（伝統美観保存区域）



城山内濠地区（伝統美観保存区域）



宍道湖景観形成区域



北堀町景観形成区域



清光院下景観形成区域

- 北殿町惣門橋通り景観形成区域については、松江藩の家老屋敷が連なっていた由緒ある地域の雰囲気が残っており、城山公園の緑や石垣、内濠と調和するとともに落ち着いた住環境に配慮した広告物の表示・掲出が求められます。
- 石橋一区景観形成区域については、切妻で和瓦屋根の家屋が並び、城下町松江の町人町の歴史と文化、昔ながらの情緒を感じさせるまちなみとなっています。このような町人町の風情に配慮し、落ち着いたデザイン、色彩の広告物となるよう誘導を図ります。
- 内中原町景観形成区域については、町内を堀川に囲まれており、閑静な住宅地と比較的大きな公共施設や高層な建物が混ざり合った町並みとなっています。都会的な町並みに堀川と城山の自然が調和した風情に配慮し、落ち着いたデザイン、色彩の広告物となるよう誘導を図ります。
- 大手前通り景観形成区域については、木造住宅を主体とした昔ながらの風情を残す閑静な住宅地があるとともに、県民会館、裁判所等公共施設が集積する地区や商店が立ち並ぶ地区があります。松江の文化・歴史を代表する地区であり、松江城の玄関口としてふさわしい広告物の形成が必要です。



北殿町惣門橋通り景観形成区域



石橋一区景観形成区域



内中原町景観形成区域



大手前通り景観形成区域

地域景観に対しての屋外広告物の基本的な方針

■ 松江市景観計画に即した屋外広告物の規制・誘導を図る

松江市景観計画に定められる屋外広告物の制限事項に即し、各々の景観特性を踏まえたきめ細かな規制・誘導基準を定めます。特に、景観地区に指定している塩見縄手地区については、景観との調和を図り、伝統的な美しい町並みとなるよう誘導します。

■ 幹線道路に沿って設置された屋外広告物の適正化の徹底を図る

宍道湖周辺の幹線道路沿いにおいては、適切な規制・誘導に合わせて、違反広告物の把握を行い、基準に適合するよう指導します。

■ 都市計画法上の地区計画との整合を図る

大手前通り景観形成区域においては、自家用広告物の適用除外基準、野立広告物に関する面積・高さの許容範囲、広告物の高さについて地区計画との整合を図った規制・誘導を行います。

②-2 広告物活用区域

地域景観に対する屋外広告物の課題

山陰の中核都市として発展する松江市は、松江駅周辺の中心市街地が商業地域に指定され、オフィスビルなどの高層建築物が建ち並んでいます。また、国道9号の西津田交差点からひがし東光台入り口までの沿線は、準工業地域に指定され、自動車メーカーの支店、営業所や量販店などが建ち並び、各社が活発に営業活動を展開しています。これらの地域は、活気と賑わいのある山陰有数の商業業務集積地ですが、屋外広告物の掲出量の多さが情報伝達効果を低下させているところも見受けられます。

- 松江駅周辺の屋外広告物は、活気と賑わいのある景観の形成に寄与していますが、中には過度に大きいものやけばけばしい色彩のものもあるため、街並みに統一感のあるデザインとなるよう配慮し、松江の玄関口に相応しい都市的景観を形成するよう屋外広告物を整序する必要があります。また、主要な展望地である松江城天守などから見えるものもあるため、眺望景観にも配慮したものとすることが課題です。
- 国道9号沿線は、全国展開の企業や地元企業の店舗・事業所が建ち並び、大小様々な屋外広告物が掲出され、活発な営業活動が展開されています。これらの企業などは自社のイメージカラーや全国统一規格の広告物を有しているため、情報伝達効果や交通安全上の問題も踏まえながら、活発な営業活動が展開できる大きさ、高さの検討が必要です。



オフィスビルなどが建ち並ぶ松江駅周辺



オフィスビルなどが建ち並ぶ松江駅周辺



自動車販売店等が連たんする国道9号沿線

地域景観に対する屋外広告物の基本的な方針

■ 松江の玄関口にふさわしい都市的景観を形成する

オフィスビルが建ち並ぶ松江駅周辺は、テナント広告物を集合化するなど、統一感のある屋外広告物の掲出を誘導します。また、眺望景観にも配慮しながら、効果的な情報伝達が行われるよう広告物の整序ができる基準とします。

■ 広告物の活用で活発な営業活動を展開する

情報の伝達効果や交通の安全を踏まえながら、活発な営業活動が展開できるよう、企業のイメージカラーや自社広告物の活用ができる基準とします。

③ 眺望保全区域

地域景観に対しての屋外広告物の課題

松江市景観計画では、松江城天守、田和山史跡公園、大塚山公園を主要な展望地と定め、良好な眺望景観を妨げないよう高さや規模の基準を設けています。また、松江城周辺の道路や堀川を景観重要公共施設に位置付け、整備を行う際は周辺の景観特性に配慮することとしています。しかし、これらの展望地などからは、ビルの屋上から突き出した大規模なけばけばしい色彩の広告物や城山の森に浮かぶ天守の姿を遮る広告物も見られます。



主要な展望地・松江城天守

- 屋外広告物の規模や色彩は、眺望景観に大きな影響を与えます。主要な展望地からの眺望景観を保全するため、突出したものやけばけばしい色彩の屋外広告物に対して規制・誘導を行うことが必要です。

- 松江市景観計画の基準では、建築物等の高さについて「山の稜線の眺望を妨げない」、「水際線を侵さない」等の制限を設けているため、屋上広告物に対しても同様に高さ基準を定め、良好な眺望景観を保全する必要があります。



主要な展望地・松江城天守から東方向（市街地）を望む



主要な展望地・田和山史跡公園から北方向（宍道湖）を望む

- 松江城周辺の道路や堀川からは、松江城天守や石垣を望むことができ、城下町松江の風情を醸し出しています。これらの道路や堀川から森の中に天守が浮かぶ姿を見ることができるよう、眺望景観を保全する必要があります。



主要な展望地・大塚山公園から大山を望む

地域景観に対しての屋外広告物の基本的な方針

■ 主要な展望地からの良好な眺望景観を保全するための規制・誘導を図る

松江市景観計画に即し、主要な展望地（松江城天守、田和山史跡公園、大塚山公園）からの良好な眺望景観を保全するため、屋外広告物に関する規制・誘導を図ります。

■ 松江城の良好な眺望景観の保全を図る

松江城周辺の道路や堀川を視点場として指定し、公共空間を確保するなど、松江城の玄関口にふさわしい良好な眺望景観の保全を図ります。

(3) 違反広告物の課題・方針

屋外広告物に関する現状と問題点・課題を踏まえて、以下のとおり、違反広告物に対する基本的な方針を設定します。

違反広告物の課題
<p>違反広告物には、無許可のもの、基準に適合しないもの、無登録業者が施工したものの等がありますが、これらの全てを把握できていないのが現状です。法令に基づく登録制、許可制などについて周知・徹底し、良好な景観形成に向け市民や広告主・広告業者、行政が連携し、良好な景観形成にむけて取り組むことが違反広告物の減少につながります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 無許可で掲出された屋外広告物や基準に適合しないものの状況を的確に把握することが課題です。 ■ 申請された屋外広告物は、1年以内（簡易広告物）又は3年以内（一般広告物）が許可期間であり、期間内で更新又は除却の届出をしなければいけません。これらの手続きが適正な時期に行われるよう徹底することが必要です。 ■ 違反物件が発生する原因として、広告主への啓発不足が考えられるため、市民や広告主・広告業者に法令の周知を図ることが重要です。 ■ 屋外広告物法（第34条）の規定に基づき、罰則に関する事項を規定するとともに周知を図ることが必要です。
違反広告物に対する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 違反広告物の監視・指導を行う 市民や広告主・広告業者、行政が連携し、違反広告物のパトロール・監視活動に努め、違反広告物に対する設置の停止や除却命令等の指導を行います。 ■ 申請情報のデータベース化と管理による更新又は除却手続きの徹底を図る 申請のあった屋外広告物情報のデータベース化をさらに推進し、許可期間内に更新又は除却の手続きが行われるよう適正化を図ります。 ■ 松江市屋外広告物条例の普及啓発活動を推進する 市民や広告主・広告業者に対し、松江市屋外広告物条例の普及啓発活動を積極的に推進し、違反広告物の是正に努めます。 ■ 罰則規定による抑止力の強化を図る 違反広告物に対しての罰則規定を定め、その普及啓発を図り、違反広告物の発生に対する抑止力を強化します。

(4) 公衆に対する危害の防止にむけた課題・方針

公衆に対する危害の防止に関する現状と問題点・課題を踏まえて、以下のとおり基本的な方針を設定します。

公衆に対する危害の防止にむけた課題
<p>屋外広告物の老朽化・破損などを原因として屋外広告物の落下・倒壊事故が全国的に発生しています。ひとたび事故が起きれば、市民の生命を脅かす重大な事故につながりかねません。屋外広告物による事故を未然に防ぐため、行政、広告主・広告業者、市民の連携により対策を講じていくことが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広告主や広告業者が定期的に屋外広告物の点検を行い、必要な修繕等を行うなど適切に管理していくことが求められます。 ■ 行政が屋外広告物の設置・管理状況を把握し、破損等が確認されれば、屋外広告物設置者等に対して安全対策に係る注意喚起を図るなど、適切な対応を図ることが必要です。 ■ 高い位置にある屋外広告物や道路上にある屋外広告物は万が一事故が生じれば、重大な事故になりかねません。専門性を有する者による適切な点検及び管理が求められます。
公衆に対する危害の防止にむけた基本的な方針
<p>■ 広告主・広告業者に定期的な点検を義務付ける</p>
<p>広告主・広告業者は設置する屋外広告物について破損等がないか定期的に点検することとします。広告主・広告業者は、その点検を3年ごとの屋外広告物更新許可申請時に行い、点検結果を行政に報告することとします。</p> <p>行政は異常が確認できれば、速やかに修繕等を実施するよう指導を行い、危険性が高い場合は修繕されたか追跡調査を徹底します。</p>
<p>■ 老朽化・破損した屋外広告物の監視・指導を行う</p>
<p>市民や広告主・広告業者、行政が連携し、老朽化・破損した屋外広告物のパトロール・監視活動に努め、行政は設置の停止や除却命令等の指導を行います。</p>
<p>■ 有資格点検者による点検を義務付ける</p>
<p>広告物等の上端の位置が地上から4mを超えるものについては、維持管理に関して必要な知識を有する者による点検を義務付けます。点検者に必要な要件（資格等）は、屋外広告士、一級建築士、二級建築士、第1種電気工事士、第2種電気工事士、第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者、第3種電気主任技術者、屋外広告業の事業者が公的目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者としてとします。</p>

■ 有資格管理者の設置を義務付ける

広告物の上端の位置が地上から 4m を超えるものについては、維持管理に関して必要な知識を有する者による管理者の設置を義務付けます。管理者に必要な要件（資格等）は、屋外広告士、一級建築士、二級建築士、第 1 種電気工事士、第 2 種電気工事士、第 1 種電気主任技術者、第 2 種電気主任技術者、第 3 種電気主任技術者、屋外広告業の事業者が公的目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者とします。

(5) 屋外広告業を営む者への助言、指導等についての課題・方針

屋外広告業を営む者への指導についての現状と問題点・課題を踏まえて、以下のとおり基本的な方針を設定します。

屋外広告業を営む者への助言、指導等についての課題
<p>松江市の中核市移行に伴い、島根県が処理している屋外広告業の登録について、松江市内で屋外広告業を営もうとする者の登録は松江市が担うこととなります。屋外広告物を設置する工事を請け負う業者が悪質であれば、市が許可していない屋外広告物や景観形成基準に適合しない屋外広告物が無秩序に氾濫し、良好な都市景観や自然の風致が阻害されるとともに、粗悪工事等により公衆の安全が妨げられる場合もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告業を営む者に対して、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止にむけた助言、指導等を行っていかねばなりません。 ■ 無許可や広告物景観形成基準に適合しない屋外広告物が表示・掲出されないように、屋外広告業者などへの指導等が求められます。 ■ 無登録業者や不正登録業者によって屋外広告物が施工されることがないように、業者登録等の指導等を行っていく必要があります。
屋外広告業を営む者への助言、指導等についての基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告業者の営業について点検を図る
<p>屋外広告業者により適切な営業が図られているか確認するため、営業内容の点検や営業所ごとに条例規則で定める標識の掲示、帳簿の備付けがなされているかなど、必要に応じて報告を求め、立ち入り調査を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物講習会を開催する
<p>屋外広告物の表示・掲出に関し必要な知識を修得することを目的とする屋外広告物講習会を島根県と共催で開催します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 違反広告物、無登録業者、不正登録業者に対する啓発、監視・指導を行う
<p>行政は広報などを通じて違反広告物、無登録・不正登録業者に対する啓発活動を行います。また、行政などによつてのパトロール・監視活動に努めるとともに、市民・同業者などからの情報収集にも努め、違反広告物を設置した登録業者および無登録・不正登録業者に対する口頭・文書指導、立ち入り調査、登録業者であれば登録取消し・営業停止など適切な指導を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 罰則規定による抑止力の強化を図る
<p>無登録・不正登録業者、営業停止の命令に違反した業者に対する罰則規定を定め、その普及啓発を図り抑止力を強化します。</p>